

電子マニフェスト 加入料無料キャンペーン

実施期間:平成22年10月1日(金)～平成22年12月31日(金)

電子マニフェスト制度は廃棄物処理法第12条の5に規定され、排出事業者自らが委託した廃棄物の処理の流れを把握し、不法投棄の防止等適正な処理を確保することを目的としています。

電子マニフェストの普及については、政府における普及目標の平成22年度普及率50%を目指し取り組んでおります。

この度、より一層の普及促進を図るために排出事業者及び処理業者を対象に加入料無料キャンペーンを実施いたしますので、この機会に是非ご加入ください。

★【キャンペーン概要】★

実施期間	平成22年10月1日(金)～平成22年12月31日(金)
対象者	排出事業者、収集運搬業者、処分業者 平成22年12月31日までの消印のある加入申込書が有効です。 「利用開始希望日」の欄には加入申込日から3ヶ月以内の日付をご記入ください。
内容	加入料無料

注)本キャンペーン期間中に加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」は別途課金されます。詳細はJWNETホームページをご覧ください。



<お問合せ>

(財)日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部

TEL: 03-3668-6513 FAX: 03-3668-7323

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】 排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所単位など

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 (C料金)
加入料 (加入時のみ)	5,250円(税込) 0円	3,150円(税込) 0円	3,150円(税込) 0円
基本料 (1年間)	26,250円(税込)	2,100円(税込)	不要
使用料 (登録書1件につき)	10.5円(税込)	(40件まで無料) 63円(税込)	63円(税込)
メリットがある 年間登録件数	509件以上	34~508件	33件以下

【処理業者】 収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入（複数加入も可）

処分業者の加入単位：処分事業場単位。（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能）

利用区分	収集運搬業者	処分業者				
		処分報告 機能のみ	処分報告機能+2次登録機能		2次登録機能のみ	
			A料金	B料金	A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	5,250円(税込) 0円	5,250円(税込) 0円	5,250円(税込) 0円	5,250円(税込) 0円	5,250円(税込) 0円	3,150円(税込) 0円
基本料 (1年間)	13,125円(税込)	13,125円(税込)	26,250円(税込)	13,125円(税込)	26,250円(税込)	2,100円(税込)
使用料 (登録書1件につき)			10.5円(税込)	(40件まで無料) 63円(税込)	10.5円(税込)	(40件まで無料) 63円(税込)

基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。（B料金の方は、無料登録件数も異なります）詳細はJWNETホームページをご覧ください。

電子マニフェスト導入の効果

大手ハウスメーカー5社（建設業）の調査結果：年間500件利用の場合

マニフェスト事務作業の所要時間比較

マニフェスト利用のコスト比較

